

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 9 月 30 日 (火) 第3047号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (障害福祉課取扱い) 1

告 示

○保安林の指定予定の通知 (4 件) (森づくり推進課取扱い) 1

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 3

規 則

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第38号

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成11年鹿児島県規則第76号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の第 1 の 7 の項(8)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同項(1)中「同条第26項」を「同条第25項」に、「同条第27項」を「同条第26項」に改め、同表の第 1 の13の項(7)のエ中「及び」を「又は」に改め、同項(7)のオ中「もの」を「者」に、「又は」を「及び」に改め、同項(7)のク及びサ中「による」を「に規定する」に改め、同項(7)のヌ及び同表の第 1 の20の項中「又は」を「及び」に改める。

附 則

この規則中別表第 1 の第 1 の 7 の項(1), 13の項(7)及び20の項の改正規定は公布の日から、同表の第 1 の 7 の項(8)の改正規定は平成26年10月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第947号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町求名字桑水流4188番 1, 4188番11, 4189番 1, 4189番 3, 4189番 4, 4189番乙 1, 4189番乙 2, 4190番口, 4191番 1, 4193番 1, 4193番 2, 字搦4220番 2, 4221番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桑水流4188番1・4188番11・4189番1・4189番3・4189番4・4189番乙1・4189番乙2・4190番ロ・4191番1・4193番1・4193番2・字搦4220番2・4221番（以上13筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第948号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

出水市高尾野町江内字下段1203番1，1204番1，1206番1，1206番3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第949号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年 9 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩川内市祁答院町上手字楠原715番1，715番2，717番2，730番1，731番1，731番7

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年9月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩郡さつま町求名字湯ノ谷1053番，1069番，1071番1，1072番，1076番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第104号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年9月30日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR釣りキチ三平99N	豊丸産業株式会社	4P0707
ぱちんこ遊技機	CR009 RE:CYBORG S2R-K	株式会社ニューギン	4P0795
ぱちんこ遊技機	CR特命係長只野仁L3-K	株式会社EXCITE	4P0829
回胴式遊技機	パイ遊記NB	ネット株式会社	4S0010
回胴式遊技機	泡盛娘MP	株式会社アクロス	4S0476
回胴式遊技機	泡盛MR-30	株式会社アクロス	4S0547
回胴式遊技機	スーパージャックポットXJ	株式会社アクロス	4S0699